

電氣事業法施行規則の一部を改正する省令(案) 新旧対照条文  
 ○電氣事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(一) 一般用電氣工作物の範圍</p> <p>第四十八條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十八條第二項の經濟産業省令で定める発電用の電氣工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当する水力発電設備であつて、出力二十キロワット未満のもの</p> <p>イ 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの(ダムを伴うものを除く。)</p> <p>ロ 特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの</p> <p>四〇六 (略)</p>	<p>(二) 一般用電氣工作物の範圍</p> <p>第四十八條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十八條第二項の經濟産業省令で定める発電用の電氣工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水力発電設備であつて出力二十キロワット未満及び最大使用水量毎秒一立法メートル未満のもの(ダムを伴うものを除く。)</p> <p>四〇六 (略)</p>